

平成23年度第6回年金業務監視委員会

平成23年11月22日

【郷原委員長】 定刻前ですが、皆様おそろいのようなので始めさせていただきます。
平成23年度第6回年金業務監視委員会を開催いたします。

本日は、これまで当委員会において議論をしてきました第3号被保険者不整合記録問題に関する国民年金法の一部を改正する法律案が閣議決定されましたので、同法案の内容について、厚生労働省から報告させていただきます。

では、お願いします。

【蒲原審議官】 年金局担当審議官をしております蒲原と申します。それでは、私のほうから本日閣議決定されました法案について御説明したいと思います。

お手元に、「主婦年金追納法案について」という名称の資料があると思います。まず、簡単に概要及び内容について御説明したいと思います。1ページのところがございますとおり、御承知のとおり、年金制度の中で、サラリーマンの被扶養配偶者については、保険料を納める必要がない第3号被保険者という位置付けになっているところであります。ただ、こうした方々は、配偶者が例えば脱サラをして自営業になったような場合などは第3号被保険者ではなくなり、届出を行った上で、第1号被保険者として自分で保険料を納める義務が生じるわけでありまして、

ところが、過去、この必要な届出が行われなかったために、実態としては第1号被保険者になったにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間、これを「不整合期間」と呼んでいるわけですが、そうした期間を有する人が多数存在しているという問題が判明いたしまして、早急な解決が求められている状況でございます。

数字について申しますと、参考1にございますとおり、不整合期間を有して年金額に影響があると考えられる年金受給者は約5.3万人と推計されます。また、不整合期間を有して年金額に影響があると考えられる被保険者が42.2万人いると考えられています。また、過去に不整合期間を訂正して、現在は正確な記録による年金額となっている年金受給者が50万人程度という状況になります。

なお、先ほど、参考2にございますが、先ほど不整合期間を有する受給権者が5.3万人と申しましたが、この不整合記録の約8割が、第3号被保険者制度ができました昭和61年か

ら12年間の間に発生しているものと推計されております。

以上の実態を踏まえまして、問題解決に向けて、どのように取り組んできたかという経過が次の2ページのところでございます。経緯を少し御説明いたします。この問題は平成21年11月に旧社会保険庁の職員に対しまして、いろいろな残された問題にはどのようなものがありますかというアンケートをする中で、この問題の存在が判明してきたわけでございます。これを受けまして、平成22年3月にいわゆる「運用3号」の取扱いの方針を決定いたしまして、実際には、その年の12月15日に「運用3号」の通知を発出したということになってございます。実際に、1月1日から、この「運用3号」の通知に基づく取扱いが実施されているわけですが、そうした中で、2月16日に、まさに年金業務監視委員会におきまして、この「運用3号」の取扱いについて厚生労働省のヒアリングが行われ、また2月28日にも同じように実施をされております。また、並行いたしまして、国会の中でも、「運用3号」の取扱いにつきまして、非常に批判的な指摘が相次いだという経緯がございます。

こうしたことを踏まえまして、2月24日に通知である「運用3号」の対応を当面保留するという措置をいたしました。そうした中で3月8日、まさにこの年金業務監視委員会から意見書が総務大臣に対して出されたということで、例えば「運用3号」の廃止等その中に盛り込んでいたということもございます。日を同じくいたしまして、厚労大臣のほうは、この問題について、抜本的な改善方策案というものの方向性を公表いたしまして、同日付で「運用3号」の通知についても廃止すると、こういう経緯になっているわけでございます。

そうしたことを踏まえて、いろいろな形でこの問題の対処方針を検討してきたわけですが、一つの流れは、社会保障審議会の中に特別の部会を設けまして議論いただきました。その際には、年金業務監視委員会から出された意見書も資料として提出いただきまして、この特別部会は5月20日に報告書を取りまとめるという状況であります。

また、民主党の中でも、厚生労働部門会議の中に専門のワーキングチームを設けました。この中でもこの監視委員会の意見書を資料として提出いたしまして、あるいは総務省からもヒアリングを行いながら検討を進めて、5月10日に意見書を取りまとめると、こういう状況になります。

少し別の観点ですが、厚生労働省においては、6月30日から「第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議」というものを現在も継続して会議を開いている、こういう状況

になります。

いろいろな検討の過程を踏まえまして厚労省で案を作りまして、その上で、10月13日以降、民主党の厚労部門会議に御相談いたしまして、いろいろな議論をしていただいています。少しこの厚労部門会議について触れておきますと、これは厚労省の副大臣と、一方で国会の中にあります厚生労働委員会の理事が共同議長になっていまして、一般的にはいろいろな厚労省が出す法案をここの部門会議でまず議論して、一定の了解を得て、更なるその上の政策を担当する政調役員会等の上級のところにかけて、最終的に党として意思決定するという、そういうプロセスの中の部門会議ということですが、この部門会議で3回ほど議論をいただきまして、最終的に政調役員会にかけてこの法案をまとめたところ、という経緯になっております。

なお、参考までに申しますと、先ほど民主党の中でワーキングチームをつくったと申しましたが、ワーキングチームの主要なメンバーが大体この厚生労働部門会議のメンバーと重なっているという状況でございます。そうしたことを踏まえまして、本日閣議決定に至ったということでございます。

それでは、3ページで、今回、特別措置を講じる理由の基本的な考え方を御説明したいと思います。3点ございます。一つは、冒頭申しましたが、記録が未訂正の受給者は約5万人おられますし、被保険者の方々が約42万人ということで、極めて多くの人に対して影響を及ぼす問題であるというのが一つの理由であります。

また、この問題については、これから行政側からのアプローチ等によって記録の訂正を進めていくこととなりますが、その際、御本人の側からすると、思いもよらずに年金が減額されるといったことなど、受給者の方々には大きな不利益が生じることが考えられます。

3点目が、これは裁定のときの記録の確認が必ずしも適切に行われていなかったなど、行政の取組が必ずしも十分でなかったという面が考えられます。

以上、3点を併せて考えますと、現行の法令どおりに処理すればよいという問題ではなくて、何らかの特別措置、すなわち特別の法案を提出して対応すべき問題であると考えられるわけでございます。

そこで、4ページのところに、それではこの法案の主たる目的は何なのかということで3点整理をいたしております。一つが、過去の不整合記録が見付かっても、現行法では保険料を納めることができなかった期間について、保険料の追納を可能にして、できるだけ払ってもらおうというふうにしていくというのが大きな眼目でございます。その上で、過

去の不整合記録を正しいものに直していくということであります。ただ、もちろん過去の不整合記録を正しいものにしていく過程で、例えば保険料の追納ができないような場合などについて、高齢者の生活の安定が損なわれないように配慮措置を講じるといったことをございます。以上、3点をこの法案の目的として考えております。

そこで、5ページに今回の法案の骨子について、具体的な中身について整理をいたしております。1点目から5点目までございますが、1点目が、いわゆる不整合期間を受給資格期間に算入するというので、年金の場合は25年を受給資格期間としていますが、不整合期間をこの期間に算入することによって無年金となることを避けるということでございます。このポイントは、これから記録訂正する人だけでなく、これまでに記録訂正された人も含めて、こうしたことを認めていこうというのが1点目でございます。

2点目が、この不整合期間についての保険料の追納措置ということで、これは3年間の時限措置でございますが、これも先ほどと同じで、これまでに記録訂正された人も、これからは記録訂正をする人、される人も、過去10年間に遡って、不整合期間について保険料の追納ができるようにするという事です。過去10年間といっても、御高齢の方は過去10年という、被保険者期間に合わないものですから、60歳以上の方は50歳から60歳までの期間について追納できるようにしているわけでございます。

そうした点を踏まえて、3点目であります。これは不整合期間に基づく老齢基礎年金を受給している方々への配慮措置ということでございますが、現在、老齢年金を受給している方々については、先ほど、追納の期限が3年間と申しましたが、特例追納の納付期限である3年間が終わる日までは、基本的には年金額を維持した上で、それ以降支給する分の年金額については追納の状況に応じて給付されると。追納された方は、当然のことながら本来額が増えていくということになります。

ただ、残念ながら様々な事情で追納されない方の場合は、この年金額がその状況に応じたところまで減額するということになります。ただ、ポイントは、減額する際に、やはり御本人の生活に十分配慮する必要がありますので、現に受給していた年金額の10%を上限として、10%の範囲内で減額をすることになっているわけでございます。

なお、まさにこれから支給する分を減額すると申し上げましたが、過去分の取扱い、これまでもらった分をどうするかというのが一つのポイントになりますが、過去分の取扱いについては、これは民主党の厚生労働部門会議でも相当な議論がされまして、最終的には、いろいろな議論を十分に重ねた上で、取り戻さないという結論になっております。過

去分の取戻しというのは、やるとしたら、将来分の減額に加えて行うことになるんですが、追納をされた方は上がりますと。追納されない方というのは、経済的に追納の余裕がなかなかないという方々がおられるというのが一つありますし、もう一つは、かなり御高齢の方からすると、追納しても、将来もらう期間がそれほどないとなると追納されないという可能性があるわけです。そうすると、結局、経済的に余裕のない方だとか、高齢の方々についてまで過去分の取戻しというのをするというのは、やはり生活への影響が非常に大きいのではないかということから、過去分の取戻しは行わないという整理をいたしております。

3の二つ目の丸のところに書いてございますが、それでは、「運用3号」通知の下で裁定された方はどうなるのかということですが、この方々については、将来分の減額については、法の施行日以降すぐに行うことにしておりますし、先ほど、10%の上限ということを申しましたが、この方々については、10%の上限という限度も設けないことにしております。これは、結局、「運用3号」の裁定の際に、将来の年金額の調整があり得るということをご個人にお知らせしたという経緯もありますので、一般の未訂正の方々よりも厳しい取扱いにしているわけでございます。ただ、この場合においても、過去分の取戻しについては、将来分の減額に比べて生活への影響が大きいということで、一般の未訂正者の方々と同じように取戻しまではしないというふうな整理をいたしているところでございます。

なお、これに加えまして、4点目にありますとおり、障害年金、遺族年金を受給している方については受給権を維持するという事。あるいは、今後の再発防止策であります。このような不整合が再発しないように、第3号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主から日本年金機構が入手できるようにしたいというふうに考えています。

以上が今回の主婦年金追納法案の骨子です。

あと、以下二つ資料を付けておりますが、これは資料なので、また適宜御説明したいと思います。

以上でございます。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について、何か御意見、御質問があればお願いします。

【草野委員】 注目は過去分の取戻しというところだと思うんですが、民主党の厚生労働部門会議で十分な議論がなされてという御説明がありました。生活に影響を及ぼさない範囲でという、いろいろな配慮もあってということですが、ここについては、例えば不公

平ではないかというような意見もあるわけで、その辺りは、厚生労働省としてはどのように御理解されていらっしゃるのでしょうか。

【藤原総務課長】 おっしゃいますように、公平の議論と生活への配慮という議論、この中でどこでまとめるかということ。民主党の議論におきましても、過去分は一般の未訂正者の方も、「運用3号」の裁定の方も両方お返しいただくという案から、途中の議論の中では、低所得者の方について考えるべきではないかという議論など、様々な議論がございました。最終的には、本日、今、蒲原審議官から御説明した、過去分については、一般の未訂正者の方も、「運用3号」の方も取り戻さないという、こういうことになったわけですが、これは、先ほど蒲原からも御説明申し上げましたが、まず、この法案の基本というのは追納でございますので、追納できない方について取戻しの問題というのが出てまいります。そういう方は、経済的に余裕がない方などであろうと。こういういろいろな判断というのもございます。当然、年金業務監視委員会から頂いた意見書ですとか、あと社会保障審議会の特別部会から頂いた意見書ですとか、そういうものも踏まえて、党のほうでも、党自体が今年4月からワーキングチームとしては議論があったわけですが、そういうところで議論を重ねていった結果ということで、私どもは受け止めておるところでございます。

【郷原委員長】 本来は、追納しなければ満額はもらえないわけですよね。ところが、追納しなくても、今の過払い金を取り戻さない、もらえるということになると、一定の範囲で追納するインセンティブが失われるということはないですか。

【藤原総務課長】 そういう点で追納のインセンティブをなくしてはいけないという議論もあったと承知しております。特に、将来分についてまで下げませんという、こういう絵を描きますと、これはやはり追納のインセンティブというものが損なわれるという御議論があったということで、例えば、低所得の方については将来分も取り戻さないという、そういう一つのバリエーションというものも議論の中にはあったということではあります。やはり将来分は追納がなければ下げるんでしょうと。ただ、先ほど御説明申し上げましたように、その場合は、一般の未訂正者の方については10%の限度という配慮はさせていただくということでございます。インセンティブという点については、そういうことで御議論があったというふうに承知しております。

【郷原委員長】 実際にいろいろな場合を想定してみたときに、「あなたの場合は追納しないほうが得ですよ」というふうなアドバイスになる部分というのが出てくるんですかね。

その辺りがよく分からないんですが、いろいろな場合があり得ると思うんです。将来の部分は減額するとしても、それまでの分の過払いが求められないとすると、本来なら追納しなければ取り戻されるところが、過払い分を払わなくていいわけだから、追納しなくていいんだというふうに、明らかに得になってしまう部分が具体的に想定できるんですかね、一定の範囲の人は。こうになってしまうということだと、年金問題のアドバイザーの立場としては、「あなたは追納しないでもいいですよ」というアドバイザーの意見になりますよね。何か、そういうのが残るとまずいのではという気がするんですが、局所的に。

【藤原総務課長】　そういう個々のケースについて、ある意味でアドバイスというものが生じるかというのは、今、十分に御説明できませんが、例えば、一般的に申し上げまして、今回の追納の仕組みの中で、未納になっている期間について追納いたしますと、年金を10年弱受け取れば、納めた保険料よりは入ってくる年金額のほうが高いという、大体総じてこういうバランスになるということでございますので、納めないで得というよりは、基本的には比較的納めたほうがメリットがあるという、こういうことがベースになるのではないかというふうに思っております。

【吉山委員】　すみません、確認が2点と、質問1点です。確認の1点目として、5ページの1番と2番に「これまでに記録訂正された人も」とありますが、まず1番としては、去年の暮れまでに第3号被保険者ではなかったというふうに記録を訂正された人も、その期間をカラ期間のような形で受給資格としてカウントしてもらえるようになるということですか。

【藤原総務課長】　これまでにというのは、おっしゃるように、過去に記録を訂正されて、年金が出ないことになった方も含めて、今回の法案が通れば、カラ期間として受給資格にカウントできる期間が生じるということです。

【吉山委員】　受給資格期間にカウントできるので、ひょっとしたら、去年、無年金になったしまった人ももらえる可能性が出てくるわけですね。

【藤原総務課長】　そのとおりでございます。

【吉山委員】　では、2番もこれまでに記録訂正された人、過去10年と書いてありますが、これは過去10年だけという読み取りでよろしいんですね。というのは、今、資料の7ページで、第3号被保険者制度が出来上がった当初のほうが、制度を御存じない方で切り替えができていなかった方が多かったようですが、こういう人たちは10年以上前も遡って納められるということにはなっていないということですね。

【中村事業管理課長】 私のほうから少し御説明させていただきたいと思います。まず、先ほどの若干の補足でございますが、記録訂正された方というのは、過去に2年以上遡って3号と1号の不整合が判明し、記録の訂正が行われた方という意味でございます。その意味するところは、2年以内のものはまだ時効に掛かってございませんので、記録を訂正された段階で、その方は1号被保険者になられて保険料が未納になっていた分を納めることができた。そこがもしそのまま未納になっている分は、今回の救済の対象ではないわけですが、訂正された段階で2年を超えていて、もう既に1号の未納になるしかなかった部分、この部分について、今回の法案でカラ期間化と追納の対象にしようということが一つございます。

それで、二つ目の御質問のほうでございますが、確かに、現在不整合記録をお持ちの年金受給者の推計をしてみますと、古い時期にお持ちの方がいらっしゃるわけですが、おそらく、こちらの方はかなり高齢の方も多いのではないかと思いますので、その方の50歳代の10年間は今回不整合の追納の対象になりますので、古い時期だから全然届かないということではなく、その方の50代がいつだったかによって追納が可能になるということで御理解いただければと思います。

【吉山委員】 分かりました。あと一つお尋ねなんです。過去分の取戻しをしないということだったんですが、昨年までに記録訂正された方で、現に過払い分を返納している方がいらっしゃると思うのですが、この方たちの分も取戻しをやめるということでしょうか。それとも違う解釈なのでしょうか。

【中村事業管理課長】 過去に記録を訂正されて、実際に過払いが発生した方もいらっしゃる可能性はあるわけですが、これらの方というのは、その段階で、当時のルールに沿って年金の過払いについては返還をいただいておりますということだと理解しております。今回の法案の中では、いわゆる既訂正受給者のジャンルに入りますので、将来に向けて、保険料で1号未納になった分のカラ期間化、あるいは追納というのは可能でございますが、既に生じた過去分の返還についての取扱いについては、今回の法案の中では盛り込まれていないということでございます。

【吉山委員】 では、昨年から現在進行形で過払いを返還している方は、このまま返還を続けるということでしょうか。

【中村事業管理課長】 現に今返還いただいている方はそういうことになると思います。

【草野委員】 3ページで、今回、特別措置を講じる理由の三つ目の行政の取組が必ず

しも十分ではなかった面があるというところなんです、この3号に関して行政の取組が十分でなかったというのは確かにそうかもしれませんが、例えば、サラリーマンから第1号になった場合でも、行政の取組が十分であったかどうか。私もサラリーマンから1号になったので、その経験があるんですが、必ずしもそのような取組をされたという記憶がないんですね。非常に曖昧な書き方なので、行政の取組が必ずしも十分でなかったというのを、もう少し具体的に、何が十分であって、何が不十分だというふうに御理解されているのかというのを教えてください。

【中村事業管理課長】　今回、特別措置を講じる理由として、こうしたことを書かせていただいております、3号から1号に切り替わる方については、昭和61年にこの3号制度ができたわけですが、古くは昭和63年から一定のタイミングを捉えて不整合となっている方に対して勸奨状を送付するという取組を始めてきたところでございます。その勸奨状をお送りする範囲が、ある特定の時期に不整合であった方へのお手紙ということにとどまっていたような経過もございます。さらには、手続を求めのお手紙をお送りした後、実際に手続をされないようなケースについて、1号被保険者のほうへ記録を訂正していくという取組が始まったのは平成17年度になってからということでございます。さらには、現に5万人を超える方が、現在不整合記録をお持ちのまま受給されていると推計いたしておりますが、年金の裁定を行うときの記録の確認という点でも不十分な面があったのではないかと。こういったことを捉まえて、ここに書かせていただいているということでございます。

【村岡委員】　これ自身は、政治家の方が大所高所から本当にいろいろと考え、御検討なさって決められたことでしょうかから、私はお任せすればいいと思うんですが。すみません、1点だけ教えてください。この3ページに特別措置を講じる理由というのがありますが、これは何らかの形で法案の中に書いてあると理解すればいいんですか。又は、閣議決定のときに閣議決定の資料の一部として書いてあるとか、そういうものなんですか。それとも、それとは全然関係のないものなんですか。正式なものの考え方としてはどう考えればいいんですか。法律でそこまで書くのかどうかよく知らないの伺っているだけで、それでもってどうしようとか、提案するとか、そういうことではございません。

【藤原総務課長】　すみません、今確認をいたしました。法律の条文の中で、ここで御説明しているようなコンテキストを御説明しているということではございません。条文には必要な規定を整備させていただいているということでございます。

【村岡委員】 閣議決定でも条文だけを御覧になって決定されるんですか。

【藤原総務課長】 一般に閣議決定は、この法案について決定をしていただくというところでございます。特に今回、特別な措置を講じる背景というのは、いろいろな機会で、世の中に対して御説明をさせていただきたいと。また、させていただいているところでございます。

【高山委員長代理】 4 ページの一番最後の段で、保険料の追納ができない場合でも、高齢者の生活の安定が損なわれないように配慮するということなんです。保険料を追納できるのか、できないのかという判断はどういう形ですか。法律上は、保険料の追納を可能にしているだけで、義務付けていません。保険料を追納することができるけれども、実際は追納しないという人が、ここには記述されていません。保険料を追納できるにもかかわらず、追納しないという人と、保険料を実際に追納したいんだけど、追納できないという人では、政治的な配慮の仕方が違う可能性があると思います。保険料を追納できない人が、この5.3万人の中にどのくらいいるか、あるいは保険料追納を実際にしようと思えばできるのに、しないという人がどのくらいいるか、そのあたりはどのように想定なさっているのでしょうか。

【中村事業管理課長】 ここで申し上げている趣旨は、結果的に追納されないことを申し上げていることで、できる、できないということを書き分けている趣旨ではございません。したがって、実際に追納可能かどうかという観点での切り分けで、ここで書いているわけではないということで、まず御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど藤原からも御説明しましたが、民主党の議論の中でも、保険料の追納ができる、できない、低所得者に限ってそうした措置を行うような議論が一時行われましたが、最終的には全ての方を対象に過去分については返還を求めないことになったということでございます。

【岸村委員】 1点確認させてください。先ほど草野委員が質問された、3ページの基本的な考えの三つ目の「行政の取組が必ずしも十分ではなかった」という部分ですが、当時、確か事業主と社会保険事務所とそれから市町村の共同作業で種別の変更というのをやっていた、3号については事業主を通じて、確か社会保険事務所というルートで、ただ、1号になれば、これは国民健康保険に入りますので、当然セットで国民年金にも入っていたと。このような事情があるので、「行政」と語ってしまうと、市町村もそうだったのかということになるのですが、市町村がこの不十分の中に入っているのか、入って

いないのかというのを確認をさせていただきたい。

【中村事業管理課長】 自治体でしっかり取組をいただいているところが当然多いというふうに承知をしてございますが、全国の自治体で必ずそうした取組がされていたかということになりますと、必ずしもそういったことがなかった面があるのではないかと考えてございますが、現実には、地方分権法に基づく前に全ての業務を自治体をお願いしていた時期にも不整合というものがあるというのも、また一方の事実であろうかと思っております。ただ、この文章の中では、自治体のことまで念頭に置いて我々が書いているというよりは、私ども自身のことを書かせていただいているという趣旨でございます。

【吉山委員】 再発の防止策についてお尋ねします。まず、今年の2月か3月ぐらいから「運用3号」の問題がかなり取り沙汰されているのですが、その時点から現在までにどのような再発防止策をなさっていたか。そして、今後どのように取り組んでいかれるのかを具体的に、もし分かっていたら教えてください。

【中村事業管理課長】 まず、昨年にこの問題が問題となった後、まさに「運用3号」の取組の検討を進めてきたわけですが、再発防止という観点で申し上げれば、裁定時にきちんと配偶者の方の記録と突合せをするということについて、日本年金機構のいわゆるマニュアルを強化して、そこの徹底を図るというようなことで、不整合記録をお持ちのまま受給者のほうへ行くことがないような取組をしているところでございます。

それから、今回の法案の中では、5ページの一番下の5番のところに書かせていただいておりますが、先ほど少し御説明申し上げましたが、3号被保険者の資格を失われたときの情報は、御本人が自治体にお届けいただくということになっているわけですが、それに加えて、その情報を事業主経由で日本年金機構のほうにも頂くようにするというのを法律の規定に盛り込んでやりたいと考えています。この情報を基に、日本年金機構のほうで、手続をされていない方に関しては勧奨を行い、最終的には種別変更を行っていくということで発生を防いでいきたいと考えているということでございます。

【吉山委員】 ということは、今までなさっていたのは、裁定時の確認を強化するというのを重点的になさっていたわけで、その途中、裁定まで至る前のもっと若い世代のはなさっていなかったわけですね。

【中村事業管理課長】 現在でも、例えば、夫がサラリーマンをお辞めになって、配偶者である御本人が1号になられたにもかかわらず、3号被保険者のままの場合には勧奨を行っております。その後、職権の種別変更は、今年後半にやるということで取り組んで

いるわけですが、現在、日本年金機構と話をし、できるだけ早く実施したいと思ってございますのは、職権による種別変更の時期を、半年と言わず、もっと早く、4か月を目指したいと思っておりますが、そういうことによって、例えば、被保険者の方が未納分の保険料の納付をするときも、半年分の保険料ではなく、4か月分で済むとか、そういった意味でも負担の緩和感もあると思いますので、こうしたことで切り替えのスピード化なども、現在、内部では検討しています。

【吉山委員】 半年や4か月ほどで職権で1号の適用にさせるということですね。

【中村事業管理課長】 はい。

【吉山委員】 では、もしその方が免除になったらどうなりますか。免除をしたかった場合は、後から申し出ればよいということでしょうか。

【中村事業管理課長】 通常は勸奨状が送られたところで御相談いただくというのが基本だと思いますので、その段階で所得がないということであれば、免除になると思います。万一、何も働きかけがないまま、職権で種別変更があったということであっても、1号の未納状態になられているということがございますので、現在の免除申請は、一定の期間は遡れますので、その間であれば、免除も可能だというふうに理解しております。

【片桐委員】 4ページの「この法案の目的」の一番上のところに関してお聞きしたいんですが、この法案によって促進する予定のプラスの保険料収入額というのは、およそ幾らと見積もっていらっしゃるのでしょうか。

【中村事業管理課長】 推計をいたしておりませんが、結局、不整合期間をお持ちの方がどれだけ追納していただくかということだと思ってございます。それで、今回、例えば受給者の方について追納を行うというのは初めてのことでございますので、納められれば、年金額が目に見えて増えていくという状況の中では、かなりの方が追納いただけるのではないかとこのように期待はしているところでございますが、数字として推計したものは今持ち合わせていないということで御理解いただければと思います。

【郷原委員長】 よろしいでしょうか。年金業務監視委員会の本来の議論の対象というのは立法問題ではないというふうに考えていますが、今回の問題については、「運用3号」という課長通知でこの問題に対応しようとしたことが、まさに業務の在り方として問題だということ、我々は今年の2月、3月に議論して、意見書を出した。その中で「運用3号」という措置がとられた理由が、立法が困難であるということで、意見書の中で参考事項というふうに記載したということもあり、今回、重要な法案ということで一般的にも説

明はしていただくと思いますが、我々としてしっかり意見を言わせていただいた、御質問
させていただいたということです。

大体、質問も出尽くしたようですので、本日の議論はこの辺りにして、また今後の法案
の審議の状況などを見守っていきたいと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。厚生労働省・日本年金機構の方々、報
道の皆様、傍聴人の皆様は御退出をお願いいたします。